

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
電波デコイの研究（国内）に係る 技術支援等役務	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	令和 7年 1月 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	システム通信・サイバー学校研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、システム通信・サイバー学校が「電波デコイ」に関する研究の実施に係る技術支援等役務（以下，“技術支援役務”という）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、GLT-CG-200001（以下，“一般共仕”という。）の1.2項及びJIS X 00001～JIS X 0032によるほか、次による。

1.2.1

COTS

Commercial Off The Shelfの略語で、民間出資で開発された利用者を特定しない汎用的なアプリケーション・ソフトウェア（商用製品又は市販品）をいう。

1.2.3

電子計算機システム

電子計算機，周辺機器その他のハードウェア，ソフトウェア及びデータで構成されるものであって，これら全体で一貫した業務処理を行うものをいう。

1.2.4

電子計算機システム等

電子計算機システムのほか、情報通信技術に係る通信器材，電子器材等をいう。

1.2.5

陸自ネットワーク

野外通信システム，広帯域多目的無線機，師団通信システム（改），方面隊電子交換システム（改），衛星幹線通信システム可搬局装置，衛星幹線通信システム車載局装置，緊急展開型衛星通信セット，衛星通信移動局装置，車載型衛星通信器材，陸自OH通信システム，民間LTE（陸自整備），及び駐屯地等通信網をいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時の最新版とする。

ただし，契約締結後，当該文書に改正があった場合は，その適用について別途協議する。

1.3.1 引用文書

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

移動ネットワークシステム（システム通信）に係る技術支援等役務

移動ネットワークシステム（戦闘指揮統制）に係る技術支援等役務

移動ネットワークシステム（システム通信（その2））に係る技術支援等役務

b) **法令等**

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4608号(19.4.27)〕

c) **規格**

J I S X 0 0 0 1～J I S X 0 0 3 2 情報処理用語

1.3.2 **関連文書**

a) **法令等**

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19.9.20）〕

情報保証に関する訓令の運用について（通達）〔防運情第9248号（19.9.20）〕

2 **技術支援役務に対する要求**

2.1 **一般的要求事項**

一般的要求事項は、次による。

- a) 技術支援役務は、研究部が所掌する業務を技術面で支援する役務である。
なお、技術支援役務は、官側業務を支援するものであり、本来、官側の責務に帰する業務を代行するものではない。
- b) 技術支援役務の支援対象は、原則として研究部の業務とするが、他部署からの支援依頼がある場合は、研究部の承認のもと技術支援役務を実施するものとする。
- c) 技術支援役務において取得した情報を活用した講義等を研究部からの要求により、実施するものとする。

2.2 **技術支援役務の内容**

役務従事者は、将来の陸上自衛隊の電波デコイに関する研究を対象とし、以下の業務を実施する。

2.2.1 **技術支援役務全般管理業務**

a) **役務実施体制表の作成**

技術支援役務の実施にあたり、2.2.2及び2.2.3項に示す具体的支援項目を踏まえ、契約の相手方の支援体制及び技術支援役務従事者の能力と役割、職務経歴等について記載した役務実施体制表を作成し、契約後速やかに提出するものとする。

b) **技術支援役務進捗管理及び役務実績管理**

技術支援役務の進捗管理及び実績管理として、次の内容を実施する。

- 1) タスク進捗管理
- 2) 役務従事者のスケジュール管理
- 3) 週間役務時間報告書の作成
- 4) 技術支援役務実施に当たり必要となる各種申請等

2.2.2 **現状実現可能なものから将来（20年後まで）の実現を想定した技術調査支援**

技術支援役務の実施にあたり、システム通信科職種コンセプト、移動ネットワークシステム（システム通信）に係る技術支援等役務、移動ネットワークシステム（戦闘指揮統制）に係る技術支援等役務及びシステム通信科職種コンセプト、移動ネットワークシステム（システム通信（その2））の成果に基づく、官側からの支援依頼を受け、その内容について現状から将来（10年後又は20年後）を想定した調査を実施し、調査結果について研究部へ報告するものとする。

想定される支援依頼内容を以下に示す。

- a) 調査支援（技術動向調査、情勢調査）

官側からの依頼を受け、公知されている情報や受領した資料・情報から調査を実施するものとする。

b) 技術的検討の支援

官側からの技術的な検討の依頼を受け、依頼事項を検討し報告するものとする。

c) 情報提供支援

官側からの情報提供の依頼を受け、情報を提供するものとする。

d) 契約相手側は、上記の調査と連携して取得した情報については、官側の要求に関わらず情報提供するものとする。

e) 契約相手側は、上記a)からd)の実施にあたり、官側が理解を容易とするために必要により試作品等を作成し、技術支援等を行うものとする。

なお、試作品等の費用は、本契約内の範囲で可能なものとし、その試作品等の所有権は、契約相手方に帰属するものとする。

2.2.3 本技術支援役務の実行に関する考慮事項

a) 技術支援役務の実施にあたり、技術支援役務の調査結果等については、他の事業の成果物を踏まえて作成するものとする。なお、必要により、他の事業の情報は研究部が提供する。

2.3 要求する能力と体制

2.3.1 能力に関する要求

能力に関する要求は、契約の相手方にとって、会社として必須な能力及び技術支援役務の実施項目毎において役務従事者に必要とされる能力に分けて定め、細部は次によるものとする。

a) 契約の相手方に必須な能力

技術支援役務は、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校が将来検討する 関連する官側業務に係る技術支援が対象であるから、次に示す能力を有するものとする。

なお、本技術支援役務には、各種官公庁に対する申請書等に関する技術的支援を有するものとする。

- 1) 官公庁の電子計算機システムに関する契約の実績を有する。
- 2) 陸上自衛隊の編成、各機関・部隊等の任務を理解していること。

b) 技術支援役務に必要な能力

技術支援役務の役務従事者は、次に示す能力を有した技術者が作業にあたるものとする。

- 1) 情報通信システム・通信ネットワーク・無線器材に関連する工業製品や装備品等の導入について、各種官公庁と関わった経験を有する。
- 3) システムネットワーク技術に関わる設計・開発又は導入に関わった経験を有する。
- 4) 無線通信に関するネットワーク設計、構築に関する高度な知識を有する。または、設計・構築経験を有する。
- 5) 国内における民間の通信技術動向に関する知識を有する。
- 6) DX及びAIに関する知識を有する。

2.3.2 体制に関する要求

官側業務を適時的確に支援するため、官側の要請に対応できる体制をとるものとする。

2.4 役務実施場所・役務実施期間等

2.4.1 役務実施場所

技術支援役務における実施場所は、官側が許可した契約相手方事務所とし、状況により官側が指定した自衛隊施設等とする。

2.4.2 技術支援役務期間及び技術支援役務時間

技術支援役務を実施する期間及び技術支援役務時間については次による。

a) **期 間**

契約締結日～令和7年3月末を基準とする。

b) **技術支援役務時間**

技術者は、100時間を基準とする。